

1 懇談会について

(1) 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務のうち伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの策定が終了する日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(伊勢崎市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱 第 4 条)

(2) 懇談会の所掌事務

懇談会は、伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの策定、変更及び検討に係る次に掲げる事項について意見及び助言を行うものとする。

- ① 生活機能の強化に係る連携に関すること。
- ② 結びつきやネットワークの強化に係る連携に関すること。
- ③ 圏域マネジメント能力の強化に係る連携に関すること。

(伊勢崎市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱 第 2 条)

2 会議時間について

原則として、1 回の会議について、概ね 1 時間～2 時間とする。

3 会議等の情報公開について

(1) 委員名簿の公開

委員名簿は、公開するものとする。なお、名簿の備考欄には、委員の職や団体名を記載し、さらに、懇談会の役職名（会長、副会長）を記載する。

(2) 会議記録の公開

会議記録については、伊勢崎市市民参加条例及び同施行規則に基づき、原則として公開する。

(3) 会議記録の公開方法

会議資料は、原則として会議終了後、市ホームページで公開する。

会議記録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、会長の確認を経た後に公開する。

なお、発言者の個人名は、公開しない。但し、懇談会の役職名は公開する。

4 その他運営上の取り扱い

上記のほか、運営上の必要事項が生じた場合は、会長が懇談会に諮って決定する。

【参考】会議の公開について

会議は、伊勢崎市市民参加条例及び同施行規則に基づき、原則として公開します。
会議の公開方法については、会議の開催予定を伊勢崎市市民参加条例施行規則に基づき、事前に日時、場所、公開などの情報を市ホームページ等で公表します。

伊勢崎市市民参加条例（平成18年3月27日 条例第15号）

（審議会、協議会や委員会）

第8条 審議会、協議会や委員会は、専門的、技術的な判断が必要なことについて広く意見を聴き、様々な角度から検討する必要があるときに設置します。

～中略～

4 審議会、協議会や委員会は、原則として公開します。

伊勢崎市市民参加条例施行規則（平成18年3月27日 規則第23号）

（審議会等の会議の公開）

第10条 条例第8条第4項の規定による審議会等の会議の公開は、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表して行うものとする。

（審議会等の会議の記録の作成及び公表）

第12条 審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした審議会等の会議の記録（様式第3号）を作成するものとする。ただし、様式については、会議の種類に応じて変更できるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数
- (3) 会議の議題
- (4) 会議資料の内容
- (5) 会議における議事の経過及び発言の要旨
- (6) その他必要な事項

2 公開された審議会等の会議にあつては、作成された会議の記録を公表するものとする。